

宝達志水町水道事業指定給水装置工事事業者の新規・継続申請について

1. 新規・継続で宝達志水町水道事業指定給水装置工事事業者となるには

(1)要件

- ①事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置くこと
- ②工事の施工に必要な下記の設備及び器材を有していること
 - ・金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ・やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ・水圧テストポンプ
- ③次のいずれにも該当しない者であること
 - ・精神の機能の障害により給水装置の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができない者
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ・その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ・法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者があるもの

(2)申請書類（下記書類各1通を提出）

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)
- ②誓約書(様式第2)
- ③給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第3)
- ④給水装置工事主任技術者免状の写し
- ⑤住民票（法人の場合は定款及び登記簿抄本）
- ⑥機械器具調書(別表)
- ⑦機械器具の写真
- ⑧事務所所在地の写真

(3)審査等 ①書類審査及び現地調査等

(4)新規・継続指定登録と手数料

- ①指定登録の可否は、審査を経て後日申請者宛に通知する。指定登録を可とされたものは、指定給水装置工事事業者証の交付と引換えに、下記の金額を納付。

新規指定手数料 10,000円

継続指定手数料 5,000円

所定の手続きのうえ、宝達志水町の指定給水装置工事事業者にならなければ、町内での給水装置の工事はできません。

2. 指定を受けた内容に変更があったとき (変更の日から 30 日以内に届出が必要)

(1) 営業を廃止、休止したときは

「指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書(様式第 11)」の提出と指定証の返還

(2) 商号、組織、代表者が変更になったとき、営業所(店)を移転したときは

商号、組織、代表者の変更及び営業所(店)移転時

「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」の提出と指定証の返還

添付書類 ・ (法人の場合) 定款及び商業登記簿謄本の写し

・ (個人の場合) 代表者の住民票の写し

(3) 役員氏名の変更があるときは

役員氏名の変更時

「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」の提出

添付書類 ・ 誓約書(様式第2)

・ 商業登記簿謄本の写し

(4) 所属する主任技術者の採用。退職や新規に資格を取得したときは

「給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第 3)」の提出と主任技術者証の写し（新たな採用・新規資格取得の場合）

3. 指定の取り消し、一定期間の効力停止となる場合

(1) 指定要件を欠くこととなる場合

①給水装置工事主任技術者の選任の規定に違反したとき

②必要な設備資機材を所有しなくなったとき

③ (1) 要件の③に該当したとき

(2) 条例・規則に違反したとき

①施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大であるとき

②必要な届出を怠ったとき

③偽りの届出や報告を行ったとき ④他の業者への名義貸し

⑤給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないとき ⑥町の指示・指導に従わなかったとき

(3) 指定業者として不当な行為があったとき

①工事代金又は貸付金の詐取 ②正当な理由のない工事契約の不履行

③詐欺又は脅迫による契約の締結 ④故意又は過失による人身事故や経済的損害の発生

⑤工事に関する瑕疵担保責任の不履行

⑥その他、宝達志水町水道事業指定給水装置工事事業者として著しい信用失墜行為